

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月27日から同年9月1日まで  
② 昭和45年9月1日から同年10月1日まで

私は、A社及び関連会社で昭和40年3月の入社から56年2月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録並びにC社が保管する人事記録及び辞令から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年9月1日にA社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年7月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、社会保険事務所（当時）からの納入告知書と源泉控除した保険料の照合を行った上で納付を行っていたことから、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、前述のC社が保管する人事記録によると、申立人は昭和 45 年 7 月 15 日付けでA社D事業所からE社への出向が命じられ、46 年 8 月 16 日付けで当該出向を免じられていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人のA社D事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 45 年 7 月 27 日であること、E社における同取得日は同年 10 月 1 日であること、及び両日の間に本社であるA社における同年 6 月 20 日から同年 9 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者期間が確認できることから、人事記録とは符合しない（同年 6 月 20 日から同年 7 月 26 日までの期間は、厚生年金保険被保険者期間が重複している。）。

このことについて、C社は、申立人は昭和 45 年 6 月 20 日に一旦、A社D事業所からA社に異動し、同年 10 月 1 日付けでE社に出向したものと考えられる旨回答していることから判断すると、申立人は申立期間②において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 45 年 8 月の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の厚生年金保険の記録における資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 45 年 9 月 1 日と同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 9 月の保険料についての告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月16日から同年12月16日まで  
昭和27年3月24日にD社（現在は、E社）に就職して、平成2年3月20日に退職するまで同社及びグループ会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

E社が保管する申立人の人事記録、F健康保険組合の記録、及び申立人と同時期にD社本社から同社のグループ会社であるA社C事業所に出向した同僚の供述から判断すると、申立人がD社及びA社に継続して勤務し（昭和44年11月16日にD社本社からA社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年12月の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月27日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和31年4月に入社し、平成13年6月29日まで継続して勤務した。しかし、同社C支店から同社本社へ異動となった申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年3月27日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年4月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福岡厚生年金 事案 4534

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで  
年金事務所からの連絡により、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、出向していたA社からC社（現在は、D社）へ復帰した時期に当たるが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D社が提出した人事記録及び企業年金連合会が提出した加入員記録から判断すると、申立人がA社及びC社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録で、A社における離職日が昭和46年10月31日とされていること、及び企業年金連合会が提出したE厚生年金基金における申立人の加入員資格が、同年11月1日に喪失し、同日に再取得されたことが確認できることから判断すると、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、B社は、「厚生年金保険被保険者の資格喪失届において資格喪失日を誤って届け出たものと思われる。」と回答している上、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、年金事務所の記録どおりの昭和46年10月31日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成19年8月3日及び同年12月20日は9万円、20年7月24日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月3日  
② 平成19年12月20日  
③ 平成20年7月24日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、全ての申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かった。当該期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する全ての申立期間に係る賞与支払明細書、A社が提出した平成19年分及び20年分の源泉徴収簿兼賃金台帳並びにB市が提出した平成19年分及び20年分の給与支払報告書により、申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成19年8月3日及び同年12月20日は9万円、20年7月24日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明であるとしているが、既に年金記録が訂正された者を除き、申立事業所における厚生年金



保険の被保険者記録が確認できる全員について、全ての申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから判断すると、事業主は前述の賞与支払明細書等により確認できる賞与額について社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和47年8月は3万3,000円、同年9月は3万6,000円に訂正することが必要である。  
なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。  
なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :
- 2 申立内容の要旨  
申 立 期 間 : ① 昭和47年8月1日から同年10月1日まで  
② 平成13年9月1日から同年10月1日まで  
A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際の給与額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と相違しているため、両申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 47 年 8 月分及び同年 9 月分の給与支給明細表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、同年 8 月は 3 万 3,000 円、同年 9 月は 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した平成 13 年 9 月分の給与明細書及び B 社が提出した同年同月分の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、「申立人の平成 13 年 9 月分給与に係る厚生年金保険料控除の事務処理に誤りがあった。」と回答していることから、事業主は、前述の給与明細書等において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から 16 年 3 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から 16 年 3 月まで

私は、平成 12 年度から 15 年度まで、毎年、学生納付特例の申請手続きを行っていたが、オンライン記録では 13 年度から 15 年度までが未納とされている。

申立期間の保険料が、学生納付特例により納付猶予とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年度から 15 年度までの 4 年間、A 市 B 区に学生納付特例申請書を提出したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立期間直前の平成 12 年 6 月から 13 年 3 月までの期間については、12 年 7 月 31 日に国民年金保険料の学生納付特例の申請が行われ、当該期間の学生納付特例が承認されていることは確認できるものの、申立期間については、学生納付特例が承認されていた記録は見当たらない。

また、行政機関が 3 年連続して学生納付特例の申請手続きに係る事務処理を誤るとは考え難い上、申立期間当時、学生納付特例は、申請手続きを行った日の属する月の前月からの承認とされていたところ、申立人が提出した日記によると、平成 13 年は 6 月 8 日に、14 年は 6 月 19 日に、及び 15 年は 7 月 9 日に、それぞれ区役所で学生納付特例の申請手続きを行った旨の記載があるものの、前述の日に申請手続きが行われた場合、それぞれの年度の承認期間の始期は、13 年及び 14 年は 5 月に、15 年は 6 月になることから、申立人が承認されない月を今回の申立期間に含めていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間直後の平成 16 年 4 月から 19 年 6 月までの保険料についても未納であるとともに、申立人に学生納付特例を勧めたとしている申立人の父親は当該期間及び申立期間の一部について、申立人の兄は当該期

間及び申立期間の全部について、それぞれ保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間について学生納付特例の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。